群馬県河川整備計画審査会傍聴規定

(目的)

第1条 この規定は、群馬県河川整備計画審査会(以下「審査会」という。) 公開規定第4条の条項に基づき、審査会の傍聴に関し必要な事項につ いて定めるものである。

(受付)

- 第2条 事務局は、傍聴人受付を設置し、傍聴を希望する者は傍聴人受付に て、住所、氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人 数は傍聴席の数までとする。
 - 2 受付の開始は、審査会開始予定時刻の30分前よりとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者(以下「傍聴人」という。)の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。また、審査会場を移動する際は、傍聴人は各自移動する。

(審査会の傍聴)

- 第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。
 - ①審査会の撮影、録画をしてはならない。 (ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)
 - ②審査会の録音をしてはならない。
 - ③発言、私語、談論等を行ってはならない。
 - ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
 - ⑤プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはなら ない。
 - ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
 - ⑦みだりに傍聴人席を離れてはならない。
 - ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
 - ⑨前項のほか、審査会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第5条 会長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に審査会会場よりの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第6条 この規定の変更や、この規定に定めのない事項については、審査会 で定めるものとする。

附則

この規定は、平成28年10月28日から施行する。